學校讀本

小學生徒心得

K110,1
19

B 1
238-6

明治十二年六月改刻

學校讀本

小學生徒心得

東京府

小學生徒心得

第一條

學文を爲すハ他ふ一智を開き身を脩め才藝を長一人ゑ賴らすして自營の道を立つるゑありされば生徒たるものハ第一身の行を正くし常ゑ學業を勉勵し將來の幸福を受る樣心懸くること肝要ふり

第二條

常ゝ擧止言語を慎み一意ゝ教師の指揮に從ひて教を受くべし苟且ゝも粗暴の振舞をなし他生の嘲笑をうけざる樣心かくべし

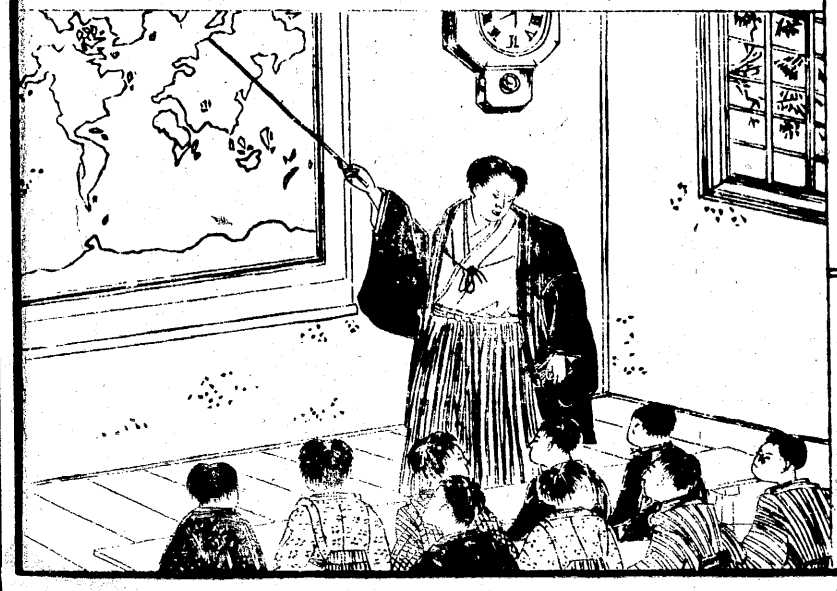

第三條

教師ハ我に學術を授くる恩人なり常ゝ敬禮の意を失ふべからず

第四條

朝ハかならず早く起き先衣服を着替へ顏と手を洗ひ口を嗽き髮を櫛り而して後尊長に一禮をなして其安否を伺ふべし

第五條

毎朝食事終れば學校より出る用意を爲し教場より用ゐるべき書物石盤等を取り落さゞる樣に致すべし

第六條

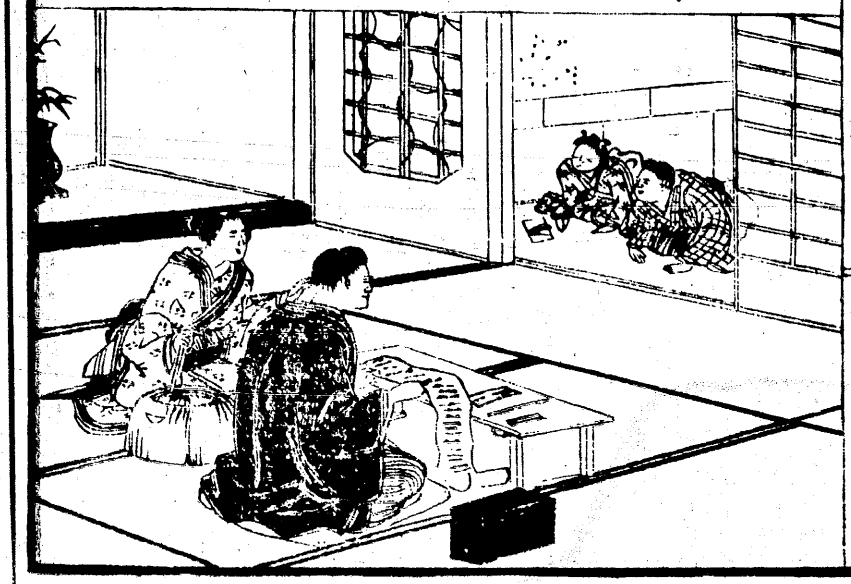

學校より登るべき刻限は課業の始る刻限の十分前たるべし

第七條

學校より至れは先扣所より入り行廚を我坐席より置き教師の差圖を待ちて教場に入るべし決して高聲遊戯など爲すべからず

第八條

教場ニ入りて席に就くときハ教師ハ敬禮を行ふべし

第九條

若事故ありて出校の刻限ニ後れたるときは其由を教師ニ告げて差圖を受

くべし

第十條

教を受るときは勿論總て我意我慢を出すべからず教場ニて己の意を述んと欲せバ右の手を揚げて其意を知らしめ教師の許可を受けて後ハだやかニ言すべし

第十一條

教師ニ告げずして
みだりニ教場の出
入をなすべからず

第十二條

障子襖の開閉ハ靜
になし書物器械ハ
叮嚀ニ取扱ひ破損
せざる樣又行廚ハ

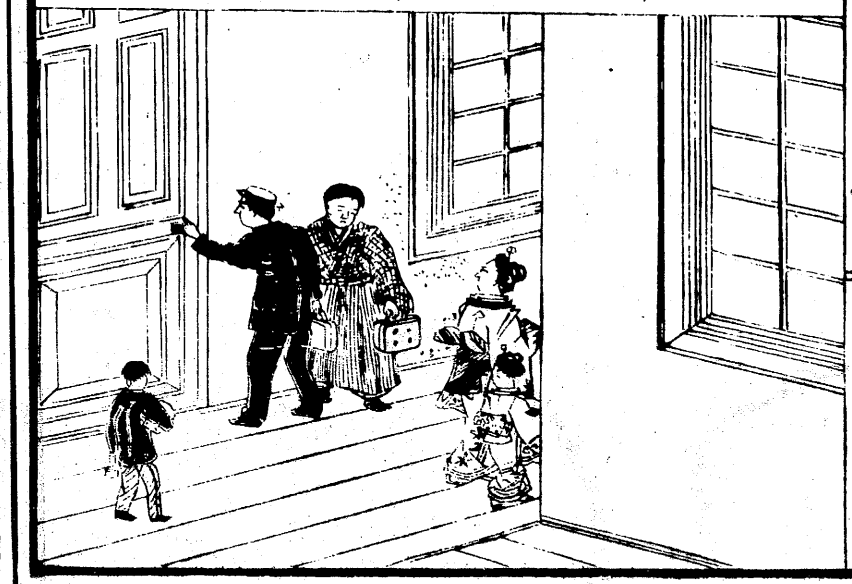

靜に食し人と湯茶を爭ひ或ハ衣服な
ど濡さぬ樣注意すべし

第十三條

教場ニ於書籍石盤等を出し納れする
ときハ響の聞えざる樣に注意し又壁
塀其他の物へ濫書し又ハ外見雜談を
なすべからず

第十四條

學校ニ往返する途中ニ於遊び戯るべからず若車馬等ニ行逢ふときハ其通り過るを待ち決して其前を馳過ぐべからず

第十五條

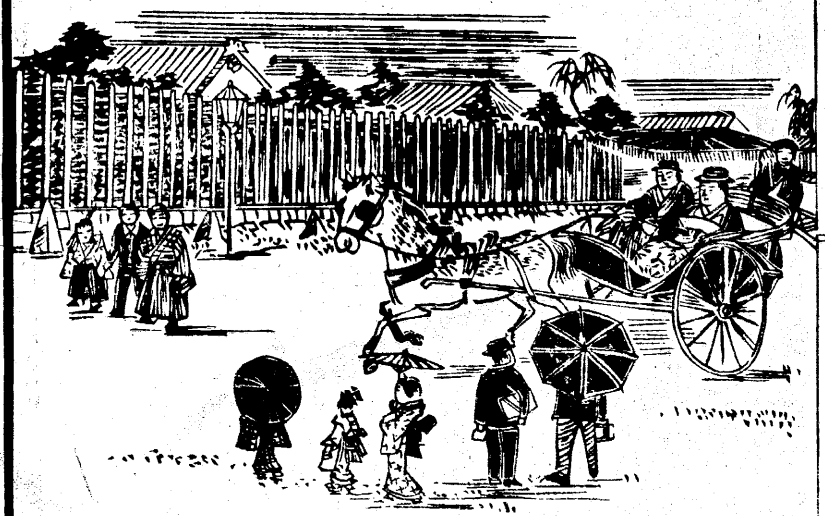

自宅へ歸りたるときと他出するときハ其由を尊長ニ告け敬禮をなすべし

但學校より歸りたるときハ必日課優劣表を尊長に示すべし

第十六條

雨天のときハ別して傘はきものを取揃へ置き退校のとき錯亂なき樣注意すべし

第十七條

學文をなすとも身體健康ならざれば其詮なかるべし常に左の條件を守りて自ら病を招くべからず

第一　課業畢る毎に體操場に出て運動をなすべし

第二　運動をおもとも奔走すること度に過ぐべからず

第三　熱き湯茶を強て飲むべからず

第四　字を寫し算を學ぶに體を曲げ胸を屈

むべからず

第五　雨天は傘なくして歩行きべからず

第六　冠物なくして炎天を冒し跣足はして雪中を行くべからず

第十八條

急は覺えんとするときは却て忘れ易きものなれば一事を覺えて後一事に移る樣に心掛くべし

第十九條

覺え惡とて決して倦み怠るべからず怠らず勉强するときは自然に覺ゆるものなり

但其日は教を受しこと退校の後尊長の前にて復讀を爲すべし

K11a1-19

第二十條

朋友と睦しく交り決して不敬不遜の振舞あるべからず又人を誹謗すべからず

第二十一條

人より爭を仕懸ともも決して之と爭ふべからず其由を教師に告て指示を受くべし

第二十二條

尊敬すべき人又ハ知己の人ゟ出逢ときハ敬禮をなすべし

小學生徒心得終

明治十二年六月廿五日御届

神田佐柄木町廿一番地

中西嘉七

定價貳錢五厘